

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十八日

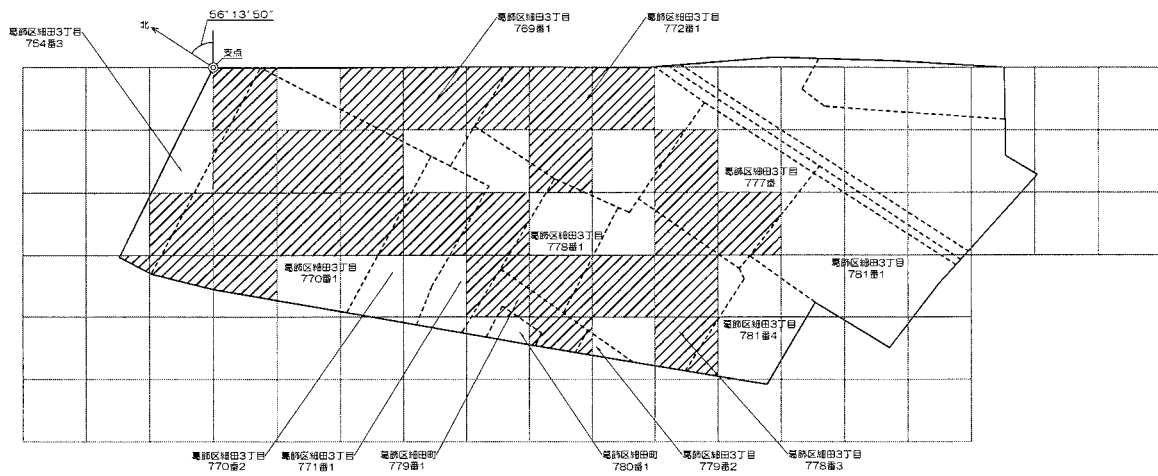
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区細田三丁目及び細田町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号、以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、葛飾区細田三丁目754番3の最北端とする。

【格子の回転角度(回転角度56° 13' 50°)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して1.0m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	対象地
	筆境界
	単位区画線
	形質変更時要届出区域

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業について、次のとおり制限する。

平成二十八年一月二十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内正一

(定義)

一 この指示において「浮魚礁」とは、東京都八丈町が八丈島近海漁場に設置した次に掲げる浮魚礁をいう。

- (一) 八丈小島の南西約九千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度三分十八・五四秒(測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。)東経百三十九度三十八分三・〇六秒の位置)に設置した第一浮魚礁
- (二) 八丈島の南南東約一万六千四百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十二度五十五分八・一〇秒、東経百三十九度五十五分十八・三〇秒の位置)に設置した第二浮魚礁
- (三) 八丈島の東北東約一万六千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十二分〇・一二秒、東経百三十九度五十七分三十・三〇秒の位置)に設置した第三浮魚礁
- (四) 八丈小島の南西約一万五千四百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度二分十三・六二秒、東経百三十九度三十三分十二・四二秒の位置)に設置した第

四浮魚礁

- (五) 八丈島の東南東約九千八百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度三分十一・一六秒、東経百三十九度五十七分五十五・二〇秒の位置)に設置した第五浮魚礁
- (六) 八丈小島の北西約八千七百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十分四十六・八六秒、東経百三十九度三十六分二十二・〇八秒の位置)に設置した第六浮魚礁

(浮魚礁の漁場範囲)

二 浮魚礁の漁場範囲は、次の区域とする。

- (一) 第一浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - イ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点
 - ロ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点
 - ハ 北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点
 - ニ 北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点
- (二) 第二浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - イ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点
 - ロ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点
 - ハ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度

五十五分五十七秒の点

- ニ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点
- (三) 第三浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - イ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点
 - ロ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十八分九秒の点
 - ハ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十八分九秒の点
 - ニ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点
- (四) 第四浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - イ 北緯三十三度二分四十七秒、東経百三十九度三十二分三十三秒の点
 - ロ 北緯三十三度二分四十七秒、東経百三十九度三十三分五十一秒の点
 - ハ 北緯三十三度一分四十一秒、東経百三十九度三十三分五十一秒の点
 - ニ 北緯三十三度一分四十一秒、東経百三十九度三十二分三十三秒の点
- (五) 第五浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - イ 北緯三十三度三分四十四秒、東経百三十九度五十七分十六秒の点
 - ロ 北緯三十三度三分四十四秒、東経百三十九度五十八分十六秒の点

八分三十四秒の点

ハ 北緯三十三度二分三十八秒、東経百三十九度五十八分三十四秒の点

ニ 北緯三十三度二分三十八秒、東経百三十九度五十七分十六秒の点

(六) 第六浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度一分二十秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

ロ 北緯三十三度一分二十秒、東経百三十九度三十七分一秒の点

ハ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十七分一秒の点

ニ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

(操業の制限)

三 浮魚礁の漁場範囲における操業の制限は、次のとおりとする。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用して操業をしてはならない。

(二) 平成二十八年二月一日から同年六月三十日まで、八丈支庁管内所属船舶による操業を優先とする。

(三) 操業は、日の出から日没までの間とする。

(操業方法等)
四 浮魚礁の漁場範囲における操業方法は、次のとおりとする。

(一) 操業方法は、ひき縄漁業及び一本釣り漁業(かつお一本釣りを除く。)に限るものとし、それ以外の網漁

業、はえ縄漁業等の操業方法は、禁止とする。

(二) 複数の船舶が操業する場合は、互いに連絡を取り合い、円滑かつ安全に操業するよう努めなければならない。

(三) 浮魚礁を基点に、その周囲を旋回してひき縄漁業を操業する場合は、船舶の旋回の方向は時計回りで行うものとする。

(四) ひき縄漁業を操業する場合は、トップ竿さおの使用は禁止とする。ただし、地元船舶は、かつお以外の操業時に限り使用することができる。

(指示の有効期間)
五 この指示の有効期間は、平成二十八年二月一日から平成二十九年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第二号
東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるはご釣り漁業(こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、かんぱち、しまあじ、いさき、うめいろ及びあかはたを釣ることを目的とする漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十八年一月二十八日
東京海区漁業調整委員会
会長 竹内正一

(禁止操業)
一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」とい

う。)が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(一) 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業(東京都所属船舶については、総トン数十五トン以上の船舶を使用する操業)

(二) 夜間(日没から日の出までの間をいう。)の操業(承認操業)

二 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数
この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 百六十隻
神奈川県 八十隻
千葉県 四十隻
静岡県 五十二隻
その他の県 十八隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚
この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

ならない。

(三) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成二十九年四月二十八日までに、委員会が別に定める操業報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成二十八年三月一日から平成二十九年二月二十八日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いきいきトライアングル

三 代表者の氏名

甲賀 佳子

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西落合二丁目二十一番二十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に視覚障害者及び知的障害者を対象として、その自立支援を図り、日常生活支援、就労支援及び余暇活動支援を行うとともに、広く一般市民に対し、障害者福祉に関する知識、情報の普及・啓発を行う。その結果、障害を持つ人が地域で安心して生活できる社会を実現することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Accountability

for Change

三 代表者の氏名

五十嵐 剛志、駒田 和也

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区早稲田町六十九番四号 ウエステール早稲田二階

五 定款に記載された目的

この法人は、会計の専門性を活かした社会貢献活動を通じて、ソーシャルセクターの健全な発展に寄与するとともに、次世代の会計プロフェッショナルの育成を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人 Careremo

三 代表者の氏名

鈴木 裕之

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区九段南二丁目六番十三号 ビラハイツ

北の丸一〇四号室

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者等の移動支援と生活支援の事業活動を通じて地域の福祉を向上させることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ザ・グローバル・ファミリーズ

三 代表者の氏名

栗野 瑞季

四 主たる事務所の所在地

東京都港区高輪四丁目二十一番三十一五〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人々、及び子どもを対象に、異なる文化背景をもつ子ども同士の出会いの場と、異なる文化背景をもつ子のいる親・保護者同士の情報共有の場を提供し、国際交流支援事業、コンサルティング事業、イベントの業務代行事業を通して支援を行うことで、子どもたちが広く世界に視野を広げ、ひいては世界平和の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人人生航路

三 代表者の氏名

池田 洋

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区亀戸五丁目六番十八ー四〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、子ども達、若者達を始めとして広く一般市民を対象に、福祉、文化、経済、消費生活などの諸分野に関する講演会を開催し、それらに関する相談を受ける等諸分野の社会教育、知識の普及啓発事業を行うことにより、人が幅広い知識を持って、人生における選択肢の中から、本人が自分にとって最も望ましい選択を行うことをサポートすることで、もって各自の自律性と個性を尊重する明るく実りある社会の形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理事業の換地処分による土地及び建物登記の完了について

東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業の施行により変動があった土地及び建物に係る土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第七十二条第二項の規定による登記が完了したので、東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業施行細則(平成十年東京都規則第二十三号)第十一条の規定に基づき公告する。

平成二十八年一月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、東京都市計画道路放射第三十五号線及び東京都市計画道路放射第三十六号線(板橋区小茂根四丁目ー練馬区早宮二丁目間)建設事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年一月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 外 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称

東京都市計画道路放射第三十五号線及び東京都市計画道路放射第三十六号線(板橋区小茂根四丁目ー練馬区早宮二丁目間)建設事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十八年二月一日

四 工事完了の予定年月日

平成三十年三月三十一日

五 届出日

平成二十八年一月十二日

正 誤

○平成二十七年十二月二十四日付東京都人事委員会規則第

二十三号

ページ一段一行 誤 正

増刊87

五三上

八四 保護等

保護

八四 保護等

保護

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001